

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

1. 上限制手数料に基づく手数料

取扱職種が関東地方・全職種のうち、芸能家・モデルの申込みを受理した場合は上限制手数料に基づき下記のとおり手数料を申し受けます。

【受付手数料】

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

・求人の受付・・・1件につき 670円

・求職の受付・・・1件につき 670円

＊ 但し、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を越える場合には、3件分を越えては受付手数料を申し受けません。

【紹介手数料】

就職が決定した場合には、求人者から、次の（１）又は（２）のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

但し、同一の雇用主に引き続き6箇月を越えて雇用された場合は、6箇月を越えた雇用については申し受けません。

（１） 支払われた賃金の10.5％に相当する額。

（（２）に該当する場合は、（２）に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

（２） 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を越えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額。

① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の10.5％に相当する額。

② 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金額及び3箇月を越える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の14.2％に相当する額。

株式会社 ベストサポート